

## 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

沿革	昭和 42 年 1月 25 日	総 理 府告示第 7号]
	昭和 46 年 4月 26 日	総 理 府告示第 16号改正
	昭和 48 年 2月 1日	総 理 府告示第 4号改正
	平成 12 年 8月 29 日	総 理 府告示第 42号改正
	平成 28 年 12月 2 日	国土交通省告示第 1389 号改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域（昭和四十一年総理府告示第五十号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

### 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

十二世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

#### 一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

##### 1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

###### (1) 朝比奈地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

###### (2) 八幡宮地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む。）を中心とし寿福寺、淨妙寺、永福寺跡、観園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

###### (3) 大町材木座地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

###### (4) 長谷極楽寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稻村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体となる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

#### (5) 山ノ内地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、淨智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

#### 2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動への利活用を促進するものとする。

#### 3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。

関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をして良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。

また、急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮するものとする。

### 二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

### 三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

### 四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

## 歴史的風土保存計画変更の概要

現行の計画をベースとして、下記の内容のうち、各計画に必要な事項を追記。

### ○ 普及啓発や多様な主体との協働等

- ・国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めること。
- ・関係地方公共団体は、市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこと。
- ・この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進すること。
- ・また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進すること。

### ○ その他

- ・樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うこと。
- ・関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用すること。
- ・また、急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮すること。

### ○ 時点更新

- ・明日香村歴史的風土保存計画において、下記のとおり修正  
(修正前) 飛鳥保存財団 (修正後) 古都飛鳥保存財団  
(修正前) 国営飛鳥歴史公園 (修正後) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園